

2023年12月吉日

調布市 健康福祉部
障害福祉課 御中

調布市聴覚障害者協会
会長 井村 茂樹

調布市における「手話言語条例」および「意思疎通支援条例」の制定に
関する取組みについて

平素は聴覚障害者の福祉向上のために格別のご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、「調布市手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例検討委員会」検討委員会では、格別のご高配を賜りまして、深く感謝申し上げます。

標記の件、次回の12月19日の委員会に向けて、各団体へご意見等お伺いがありましたが、当会として、手話言語条例、意思疎通支援条例、および今後の進め方などについて別紙の通り、提案いたしたく存じます。

是非ご高配を賜りたく何卒よろしくお願ひ申し上げます。

【手話言語条例】

条文の項目については、市からのご提案内容には基本的に賛同いたします。
具体的な内容について、当会から以下提案いたします。

■前文、目的、もしくは基本理念等に関するところで、以下内容を反映させてください。

(1) 手話は言語である、という認識をベースにした内容

(例)

- ・手話は、手や指、顔・体の動きを使って視覚的に表現する独自の文法を持つ一つの言語であることと同時に知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であること
※東京都、世田谷区手話言語条例（案）を参考
- ・ろう者、中途失聴者、難聴者等手話を必要とする者にとっては、手話は生きるために必要不可欠なものであること
※港区、品川区等条例を参考

(2) 手話言語の5つの権利、すなわち「手話を獲得する」「手話を学ぶ」「手話で学ぶ」「手話を使う」「手話の保存」について言及し守られるという内容

(3) 前文に、「手話を第一言語とするろう者は手話で思考し、コミュニケーションを行っている旨が盛り込まれた内容

(手話で話すだけでなく、頭の中も、日本語とは別の独立した言語「手話言語」で考え行動している人がいるということを認識、周知させたい)

(4) 手話がかつてろう教育の場で使用禁止されていた歴史的背景を踏まえた上で、手話を一つの言語として認識させ、正しい理解と定着を目指していく内容

(5) 手話を通して、ろう者、中途失聴者、難聴者だけでなく、一般市民を含め、様々な立場の方が手を携えて、共に共生社会を築いていく内容

■その他、市の条例案の各項目に以下内容を反映させてください。

(1) 市の責務

(例)

- ・市の窓口対応では、全ての部署で手話ができるよう義務付け
- ・公務員、警察・消防で手話研修の義務づけ
- ・市長はあいさつ時は、手話であいさつ

(2) 教育、医療・介護、保健、福祉、労働、災害・緊急時における対応

(例)

- ・耳が聞こえない子供が生まれた場合、早期から手話言語によるコミュニケーション環境に触れることの必要性について説明できる教育相談の実施、

(難聴学級、普通校に通学している聞こえない子供への配慮等)

- ・医療、介護、保健分野で、手話に対する理解と普及
(手話や聞こえない人への配慮事例を記載したリーフレット作成、医療・介護従事者への手話講座等の開催)
- ・介護従事者には、手話の習得義務化
- ・手話通訳の市役所、市社協の関係部署への配置、拡充
- ・手話を第1言語とするろう者の公務員への積極的な採用
- ・調布市、市社協および行政機関等の従事者の手話に関する理解と習得の努力義務付け
- ・調布市内の事業者の手話言語を通しての合理的な配慮実施
(簡単な手話の習得義務化、手話言語に関する普及活動、手話を使った宣伝動画、手話でおもてなしカフェのオープン等)

(4) 手話を用いた情報発信

(例)

- ・調布市の放送でろう者による手話通訳、
- ・映画などのスタジオに手話専用のスタジオを設置
- ・災害発生時は、手話による情報提供、ろう者への支援実施

(5) 手話を活用した、文化・娯楽的な取組みの推進

(例)

- ・市内名所(深大寺、武者小路実篤記念館等)の手話ガイドの育成・配置

【意思疎通支援条例】

条文の項目については、市からのご提案内容には基本的に賛同いたします。
具体的な内容について、当会から以下提案いたします。

■前文、目的、もしくは基本理念等に関するところで、以下内容を反映させてください。

(1) 調布市としてどのような共生社会をつくっていきたいのか、ある程度イメージ できるような内容

※「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」

「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」

と調布市で制定されたキャッチフレーズがあるが、それをうまく盛り込んで、
意思疎通支援がなされることで、障がい者の社会参加が促進され、共生社会を築いて
いくことができるような内容

※手話言語条例にも盛り込んで良いと思います。

(2) 意思疎通支援に取り組むことが「パラハートちょうふ」にもつながるような内容 (パラハートちょうふ：

市内外の多くの方々が多様な障害に対する理解を深め、一人ひとりが寄り添う心を持ち、
手を取り合って暮らせる共生社会を充実させたい」という思いを込めて、市が掲げるキャッチフ
レーズ)

■その他、意思疎通支援条例には以下内容を盛り込んだ形にしてください。

(1) 意思疎通手段にどのようなものがあるかを明記

(2) 意思疎通支援に関する相談、支援体制の構築、充実化

(3) 意思疎通困難者への合理的配慮

(例) 平易な表現等

(4) 意思疎通が困難な子供に対する教育の配慮

(5) 意思疎通困難者への就労上の支援等

(6) 「映画のまち」調布にふさわしく、聴覚障がい者、視覚障がい者等障がい者も 映画を見て楽しむことのできる仕組み推進

(例：字幕付き映画を増やす、振動を感じる映画など)

※意思疎通支援と関係するかどうかは分かりませんが調布市には、飛田給の「味の素
スタジアム」内にパラピリアンの強化トレーニングセンターがあるので、障がスポ
ーツ等の機会を創出することも盛り込んで良いかもしれません。
障がい者の健康、体力づくり促進にもつながると思います。